

埼玉県企業局 団地位置図

埼玉県企業局

〒330-0063
さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
TEL 048-830-7123
URL <https://www.pref.saitama.l>



規制地域	規制方法	手 続 き	許可・届出基準
第一種 指定地域	許可制	排水施設の排水口の新設面積(排水口が1以上あるときは、その面積の合計)が、以下(別記)2)に定められる排水施設の利用率、地下への採取又は排水施設の構造の変更をしようとする30日前までに、知事に届出しなければならない。	① ストレータの位置が60cm以上であること。 ② 排水施設の排水口の新設面積が1cm ² 以下であること。
	届出制	排水施設の排水口の新設面積が6cm ² 以下で排水施設の利用率、地下への採取又は排水施設の構造の変更をしようとする30日前までに、知事に届出しなければならない。	① モーターの定格出力が2kW以下であること。 ② モーターの排水口1日あたりの排水量50リットル以上であること。 ③ 排水施設の排水口の新設面積が1cm ² 以上であること。
第二種 指定地域	届出制	排水施設の排水口の新設面積が6cm ² を超える排水施設の利用率、地下への採取又は排水施設の構造の変更をしようとする30日前までに、知事に届出しなければならない。	排水施設の排水口の新設面積が1cm ² 以下であること。 ③ 排水施設の排水口の新設面積が1cm ² 以上であること。 ④ 排水施設の排水口の新設面積が1cm ² 以上であること。



令和7年9月現在

※キロ圏の設定は、国勢調査の設定に従い旧東京都庁を中心とする
東京都中央区日本橋3-8-16 株式会社 武揚堂 調製